

取得の時期	軽減率
平成15年4月1日から平成17年3月31日まで	100分の1.5

- ④ 一定の低燃費自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、対象を最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い一定の低燃費基準を満たす自動車に限定したうえ、その適用期限を平成16年3月31日まで延長することとした。(附則第12条第6項関係)
- ⑤ 一定の特定自動車排出基準に相当する基準に適合しない自動車を完全廃車して、最新の特定自動車排出基準に相当する基準に適合する自動車を取得した場合の税率の特例措置を廃止することとした。(旧附則第12条第7項関係)
- ⑥ 平成14年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(旧附則第12条第8項関係)
- ⑦ 平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得について、その税率を現行税率から次に掲げる率を軽減した率とする特例措置を講じることとした。(附則第12条第9項関係)

取得の時期	軽減率
平成15年4月1日から平成16年9月30日まで	100分の1

- (7) 軽油引取税
税率の特例措置の適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。(附則第13条関係)
- (8) 入猟税
税率の区分に係る狩猟免許の名称を改めることとした。(第146条関係)
- (9) その他所要の規定の整理を行うこととした。(第101条及び附則第12条関係)
- (10) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、(8)は平成15年4月16日から、(3)は平成15年7月1日から、(5)は平成16年4月1日から施行することとした。
- (11) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- (1) 半島振興地域の区域内における県税の不均一課税
適用期限を平成17年3月31日まで延長することとした。(第4条の4関係)
- (2) 振興山村の区域内における県税の不均一課税
減価償却資産の取得価額要件を2,500万円から2,900万円へ引き上げる等の規定の整備を行うこととした。(第4条の6関係)
- (3) 離島振興地域内における県税の課税免除
- ① 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除対象者に、ソフトウェア業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者を加えることとした。(第1条及び第4条の7関係)
- ② 適用期限を平成17年3月31日まで延長することとした。(第4条の7関係)
- ③ その他所要の規定の整備を行うこととした。(第4条の7及び第5条関係)
- (4) 特定農山村地域内における県税の不均一課税
事業計画の認定期限を平成17年3月31日まで延長することとした。(第4条の9関係)
- (5) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、第4条の6第1号及び第2号の改正規定(「第43条の3第2項」の次に「又は第68条の18第2項」を加える部分に限る。)は、平成15年3月31日から施行することとした。
- (6) 経過措置
- ① 改正後の第4条の6の規定は、この条例の施行の日以後に事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定法人に対して課すべき不動産取得税及び固定資産税について適用することとした。
- ② 改正後の第4条の7の規定は、この条例の施行の日以後に製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用することとした。

◇熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)の制定等に伴い、関係規定の整備を行うこととした。(第10条、第22条の5、第23条の2、別記第3号の3様式、別記第32号の5様式、別記第36号様式、別記第37号様式及び別記第47号の3の3様式関係)
- (2) 日本郵政公社法施行法の制定による簡易郵便局法の一部改正に伴い、出納員等の払込手続等に関する規定等を整理することとした。(第4条及び別記第13号様式関係)
- (3) 法人税における連結納税制度の創設による地方税法の一部改正等に伴い、関係規定の整備を行うこととした。(第14条、別記第1号の4様式、別記第13号様式、別記第23号の2様式及び別記第29号の4の4様式関係)
- (4) その他、規定の整備を行うこととした。(第22条、第22条の3、第33条の9、別記第33号の2様式、別記第33号の3様式及び別記第47号の2様式関係)